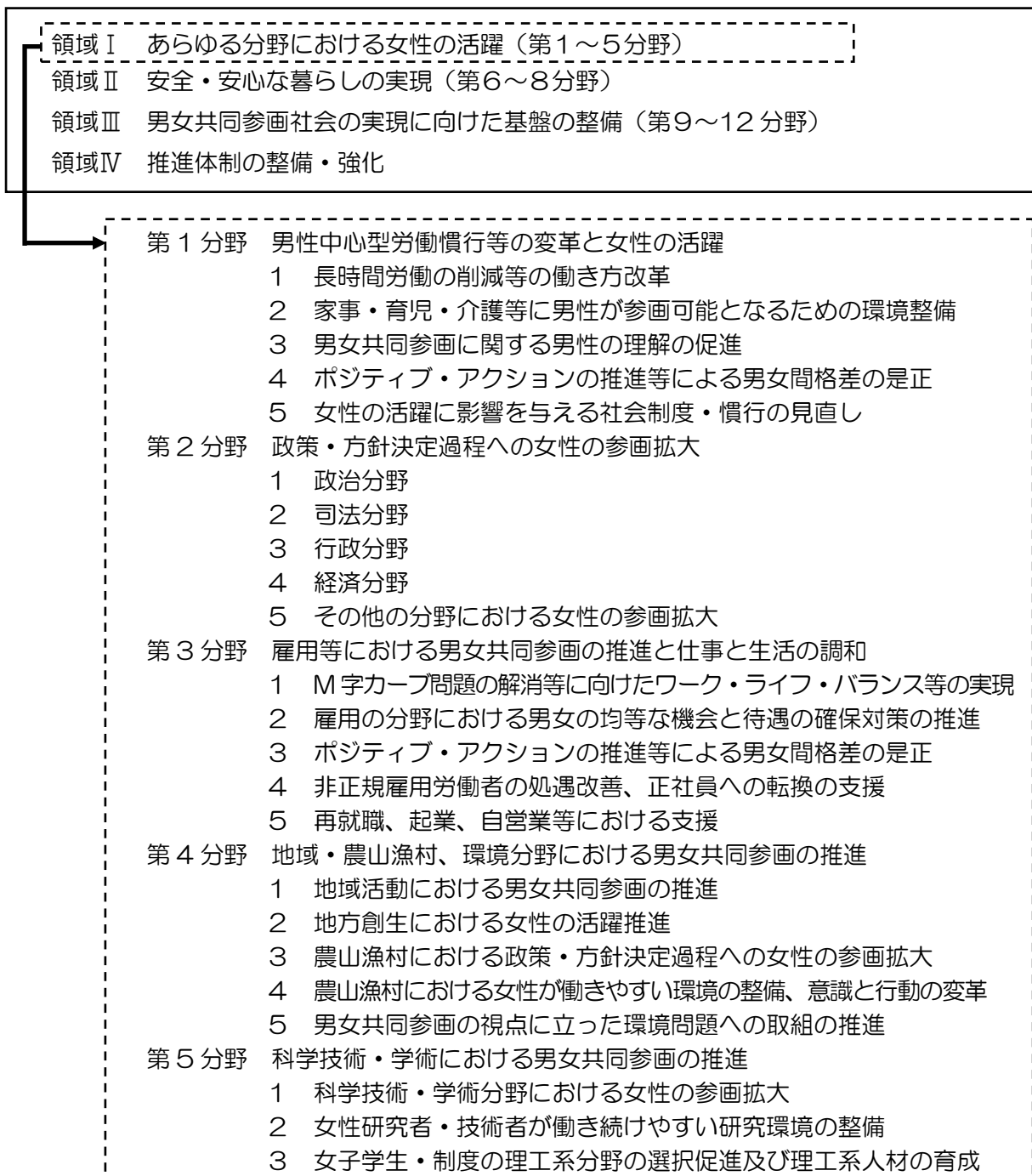


男女共同参画計画における「女性の活躍推進」の状況について

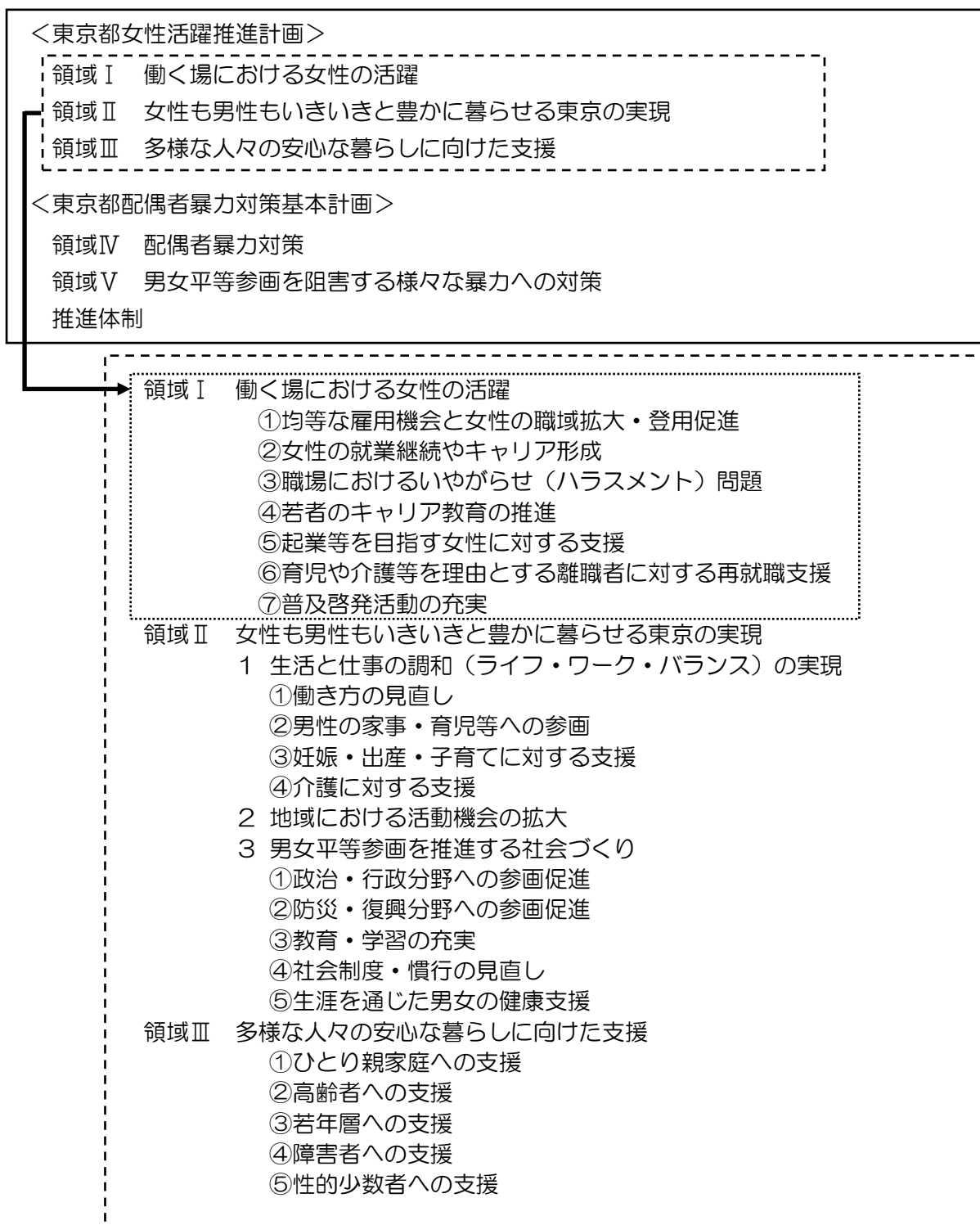
1 国の計画（「第4次男女共同参画基本計画」平成27年12月25日）における位置づけ

- ・「領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」の第1分野～第5分野までが女性の活躍推進に関する施策となっている。
- ・職業生活における女性の活躍推進以外にも、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進、科学技術・学術における男女共同参画の推進も含む幅広い内容となっている。



2 東京都の計画（「東京都男女平等参画推進総合計画」平成 29 年 3 月）における位置づけ

- 東京都の計画では、「女性活躍推進計画」と「配偶者暴力対策基本計画」を合わせて「男女平等参画推進総合計画」としている。
- 「女性活躍推進計画」は、国の計画と同様、幅広い領域をカバーしているが、「領域Ⅰ 働く場における女性の活躍」が女性活躍の推進に関連する部分となっている。



3 他自治体の計画における位置づけ

(1) 東京都内における「女性活躍推進計画」を包含する計画の策定状況(平成30年4月現在)

策定期期	区部	市部
平成28年2月	目黒区	—
平成28年3月	大田区、荒川区、江東区、板橋区、練馬区	—
平成28年12月	豊島区	—
平成29年3月	千代田区、中央区、世田谷区、葛飾区、江戸川区	八王子市(一部改定)、調布市、小金井市、国分寺市、小平市、福生市、東久留米市、羽村市
平成29年4月	—	東村山市
平成30年3月	新宿区、中野区、杉並区	青梅市、あきる野市

(2) どのレベルに位置づけているか

「女性活躍推進計画」を位置付けているレベルは、以下のようになっている。

①基本目標レベル

⇒大田区、荒川区、江東区、板橋区、中央区、杉並区、東久留米市、羽村市、東村山市

②個別目標・課題・施策レベル

⇒目黒区、練馬区、豊島区、千代田区、葛飾区、江戸川区、新宿区、世田谷区、中野区、八王子市、調布市、小金井市、小平市、国分寺市、福生市、青梅市、あきる野市

(3) 職業生活以外の分野まで含めているか

女性活躍推進計画を含む範囲は、以下のようになっている。

①職業生活における女性の活躍推進に特化している

⇒板橋区、練馬区、中央区、小平市、羽村市、青梅市、あきる野市

②職業生活以外の分野における女性の活躍推進も含んでいる

⇒千代田区、目黒区、大田区、江東区、豊島区、荒川区、世田谷区、葛飾区、中野区、江戸川区、杉並区、新宿区、八王子市、調布市、国分寺市、福生市、小金井市、東村山市、東久留米市

(4) どのような目標・施策に位置づけているか

女性活躍推進計画をどの目標・施策に位置づけているかは、以下のようになっている。
「あらゆる分野への男女共同参画」、「ワーク・ライフ・バランス」が多い。

- ①「あらゆる分野における男女共同参画」（小平市、東村山市）
- ②「あらゆる分野における男女共同参画」、「ワーク・ライフ・バランス」（目黒区、江東区、世田谷区、杉並区、新宿区、葛飾区）
- ③「あらゆる分野への男女共同参画」、「ワーク・ライフ・バランス」、「意識づくり」（福生市）
- ④「ワーク・ライフ・バランス」（荒川区、練馬区、小金井市、青梅市）
- ⑤「ワーク・ライフ・バランス」、「職業生活における女性の活躍推進」（東久留米市）
- ⑥「ワーク・ライフ・バランス」、「女性の継続就労や社会参画」、「就労や能力発揮」（板橋区）
- ⑦「ワーク・ライフ・バランス」、「女性の活躍推進」、「意識の醸成」（羽村市）
- ⑧「ワーク・ライフ・バランス」、「就業における男女共同参画」、「男女共同参画の理解促進と教育」（江戸川区）
- ⑨「ワーク・ライフ・バランス」、「地域社会における男女共同参画」（千代田区）
- ⑩「ワーク・ライフ・バランス」、「雇用の場における男女平等」、「政策方針決定過程における男女共同参画」、「男性や子どもにとっての男女共同参画」（豊島区）
- ⑪「ワーク・ライフ・バランス」、「男性の家庭や地域への参画」、「多様な働き方を支援するための環境整備」（八王子市）
- ⑫「ワーク・ライフ・バランス」、「推進体制」、「モデル事業所づくり」（調布市）
- ⑬「男性中心型労働慣行の見直し」、「女性の活躍の場の拡大」（国分寺市）
- ⑭「女性の活躍の推進」（中央区）
- ⑮「働きやすい職場づくり」（あきる野市）
- ⑯「多様なライフスタイルの実現を応援」（大田区）
- ⑰「職場における女性活躍推進」と「あらゆる分野における女性のライフスタイル選択支援」（中野区）

(5) 他自治体の計画における体系の例（東京都市部、区部は平成 30 年 3 月策定分のみ）

①小金井市（第 5 次男女共同参画行動計画平成 29 年度～平成 32 年度）

基本目標	主要課題
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 【小金井市配偶者暴力対策基本計画】
	4 ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策
	5 生涯を通じた心と身体健康支援
	6 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	1 働く場における男女共同参画の推進
	2 家庭における男女共同参画の推進
	3 女性の活躍と多様な働き方への支援
	4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進
III 男女共同参画を積極的に推進する	1 政策・方針決定過程への男女の参画
	2 市民参加・協働による男女共同参画の推進
	3 推進体制の充実・強化

※基本目標IIの1～3は、小金井市女性活躍推進計画

②小平市（「第三次男女共同参画推進計画」平成 29 年度～平成 33 年度）

基本目標	施策
I 男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり
	2 仕事と生活の両立の支援
II あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援	1 女性の職業生活における活躍支援 【女性の職業生活における活躍の推進計画】
	2 政策・方針決定過程への男女共同参画
	3 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成
III さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らし	1 さまざまな困難を抱える人々の安心な暮らしへの環境整備
	2 女性の生涯にわたる健康施策の推進
	3 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進 【配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画】
IV 男女共同参画の推進体制の強化と環境の整備	1 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備
	2 男女共同参画の推進体制の整備・強化

③東久留米市（「東久留米市第3次男女平等推進プラン」平成29年度～平成34年度）

	目標	施策
女性活躍推進法に基づく市の推進計画	Ⅰ 働くための環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスへの理解促進
		2 市内事業所の働き方改革とワーク・ライフ・バランスへの取組推進
		3 男性やシニアの家庭生活や地域活動への参画促進
		4 両立支援のための子育て・介護の環境整備
	Ⅱ 職業生活における女性の活躍推進	1 市内事業所及び市役所における女性活躍推進への取り組み促進
		2 女性の就労継続とキャリア形成への支援
		3 女性の再就労への支援
		4 女性の起業と事業継続への支援
	Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 市附属機関や地域活動団体における男女の参画推進と女性の活躍推進
		2 地域におけるリーダーとなる女性の育成
	Ⅳ 安心・安全な暮らしの実現	1 生涯にわたる男女の健康の支援
		2 配偶者等からの暴力防止と被害者の自立に向けた支援 【DV 防止法に基づく市の基本計画】
		3 女性や子どもに対するあらゆる暴力の予防と根絶
		4 ハラスメント等の防止対策の推進
		5 性を理解し、自他を尊重するための教育の実施
		6 困難を抱える女性等が安心して暮らせるための支援
		7 男女共同参画の視点を生かした防災と地域づくり
	Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の整備	1 男女共同参画社会に対する理解促進
		2 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供
		3 男女共同参画への意識を育む教育の実施
Ⅵ 推進体制の整備・強化	1 男女平等推進センターの機能強化	
	2 庁内推進体制の強化	
	3 関係機関・団体との連携強化	
	4 進捗状況の確認	

④練馬区（「第4次練馬区男女共同参画計画」平成28年度～平成31年度）

	目標	施策
Ⅰ 人権の尊重と男女平等の意識を形成する		1 教育・学習の場における男女平等意識形成の促進
		2 男性における男女平等意識の形成促進
		3 男女共同参画の視点に立った制度・慣習・慣行の見直しと啓発の推進
		4 メディアにおける人権の尊重
		5 配偶者暴力等防止と被害者支援の充実 【第3次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画】
Ⅱ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する		1 働く場における男女平等の推進
		2 女性の就労、再就職、能力開発に関する支援 【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「市町村推進計画」】
		3 ワーク・ライフ・バランスの啓発と環境整備
Ⅲ あらゆる場における男女平等への理解と共同参画を推進する		1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
		2 地域活動での男女共同参画の促進
		3 誰もが安心して地域で暮らせるための支援
		4 女性の視点・ニーズを取り入れた防災体制の強化
Ⅳ 生涯を通じたところからだの健康を支援する		1 互いの性や健康に関する理解の促進
		2 生涯を通じた健康支援
Ⅴ 積極的に施策の推進に取り組む		1 施策推進体制の整備・充実

⑤杉並区（杉並区男女共同参画行動計画（平成 30 年度～平成 33 年度）

	目標	課題
女性活躍推進計画	Ⅰ ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり ～わたしらしく、仕事もくらしも楽しむことができるまち	1 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進
		2 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
		3 就労、再就職、能力開発の推進
	Ⅱ あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり ～わたしらしく、ともに活躍できるまち	4 意思決定過程における男女共同参画の推進
		5 防災分野における男女共同参画の推進
		6 地域における男女共同参画の推進
		7 男女共同参画と人権尊重の意識づくり
	Ⅲ すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり ～わたしらしく、安心して過ごせるまち	8 配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実【配偶者暴力防止基本計画】
		9 さまざまな人たちの暮らしの安心に向けた支援の推進
		10 生涯を通じた心とからだの健康支援
	計画のさらなる推進のために ～わたしとあなたで、ともに参画をすすめるまち	

⑥新宿区（新宿区第三次男女共同参画推進計画（平成 30 年度～平成 35 年度）

	目標	個別目標
女性活躍推進計画	1 多様な生き方をみとめあう社会づくり	(1) 人権の尊重と男女共同参画を推進するために意識啓発を行います。
		(2) 固定的な性別役割分担意識を解消します。
		(3) ライフステージに応じた健康支援を行います。
女性活躍推進計画	2 ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進	(1) 働き方に対する意識啓発を推進します。
		(2) 仕事と家庭の両立のためのワーク・ライフ・バランスを推進します。
		(3) 子育てや介護と仕事を両立できる支援を行います。
女性活躍推進計画	3 あらゆる場面における男女共同参画の推進	(1) 働く場における女性の活躍を推進します。
		(2) 政策・方針決定過程における女性の活躍を推進します。
		(3) 地域における男女共同参画を推進します。
		(4) 教育の場における男女共同参画を推進します。
配偶者暴力防止基本計画	4 人権の尊重と配偶者等からの暴力のない社会の実現	(1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います。
		(2) 被害者の相談体制を充実します。
		(3) 被害者の安全確保と自立のための支援を行います。
		(4) 配偶者等からの暴力の防止に向けた推進体制を充実します。
配偶者暴力防止基本計画	5 協働により計画を推進するための体制づくり	(1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供を行います。
		(2) 被害者の相談体制を充実します。
		(3) 被害者の安全確保と自立のための支援を行います。
		(4) 配偶者等からの暴力の防止に向けた推進体制を充実します。